

愛知県環境影響評価条例における建替事業の要件について

1 環境省の検討状況

(1) 法の改正

- 法では 13 事業種をアセス対象として設定している。
- 建替事業が想定されない公有水面の埋立ての事業を除く 12 事業種を建替配慮書の対象になり得るものとして法を改正した。

(2) 改正法の施行に関する技術検討会報告書の概要（2026 年 2 月）

法対象事業に係る「建替事業の要件」については、環境省が、改正法の施行に関する技術検討会の報告を踏まえ、「建替事業の要件」を定めることとしている。
報告書の概要は以下のとおりである。

ア 建替事業の要件を定める事業

- 12 事業種のうち、発電事業の火力発電事業、風力発電事業及び地熱発電事業については建替事業に係る環境影響評価手続の実績が有り、これら以外の電源種及び事業種については建替実績がない。
- 建替実績があり、今後も建替えが想定される火力発電所事業、風力発電事業及び地熱発電事業について、要件設定の検討を進めることとした。
- これら以外の電源種及び事業種については、今後の動向を注視し、必要に応じて検討することとされた。

イ 建替事業の要件設定

(ア) 要件設定の考え方

政令で定める必要がある以下 2 点について、環境影響評価制度における軽微変更要件※を参考にしつつ、技術進展を踏まえて検討された。

- ① 既存工作物設置区域の境界からの距離（以下、「距離」という。）
- ② 建替前後の規模の比（以下、「規模比」という。）

※ 評価書の公告後に対象事業の内容を変更する場合に、方法書からの手続を再度行う必要はないとする要件。実施済の環境影響評価手続の意味を損ねるほど大きな環境影響の増加を生じない範囲であるものとして設定。

(イ) 各事業の要件

事業	項目	要件	軽微変更要件	建替実績の状況（参考）
火力 発電 事業	①距離	既存の発電所の敷地から 300m 以内	事業実施区域から 300m 未満	・ 9 割が発電所敷地内の移動であった。
	②規模比	出力：2.0 以下	出力:1.1 未満	・ 6 割が出力増加していた。 ・ 大気質、水質、CO ₂ 及び温排水熱量を比較したところ、出力比 2 倍程度までは大幅な変化はなかった。
風力 発電 事業	①距離	風車設置位置から 300m 以内	事業実施区域から 300m 未満	・ 300m 以内の移動が 19 案件中 12 案件（63.2%）であった。
	②規模比	出力：1.1 以下	出力:1.1 未満	・ 改変面積及び切盛量を比較したところ、出力比と明確な関係はなかった。 ・ 網羅的にバードストライクの事後調査報告書の確認ができなかった。 ・ 風車の諸元の変化（大型化）と環境負荷の増減は明らかでない。
地熱 発電 事業	①距離	発電設備敷地から 300m 以内	事業実施区域から 300m 未満	・ 100m 以内の移動が 3 案件中 2 案件（66.7%）であった。
	②規模比	出力：1.3 以下	出力:1.1 未満	・ 技術進展により、出力が増加しても、環境負荷が変化しない事例が今後想定される。 ・ 技術進展で見込まれる約 20%の出力増加の幅を考慮

2 条例施行規則の改訂方針（案）

(1) 建替事業の要件を定める事業

- 法と同様に公有水面の埋立ての事業を除く 18 事業種を建替配慮書の対象となり得るものとして条例を改正した。
- 法と同様に火力発電所事業、風力発電事業及び地熱発電事業については、建替事業の要件を定める。
- 条例独自の環境影響評価の対象事業は表 1 のとおりであり、このうち、建替事業に係る環境影響評価手続の実績がある事業は、ごみ処理施設（焼却施設）のみ。
- また、建替事業に係る環境影響評価手続の実績がない事業であっても、既存工作物による環境影響の調査結果が活用できる事業については、建替配慮書の対象とすることが望ましいことから、ごみ処理施設（焼却施設）、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設について、建替事業の要件を検討する。
- その他の事業種について、要件を検討しない理由は表 1 のとおり。

表 1 条例独自の対象事業一覧及び要件を検討しない理由

対象事業の種類	要件を検討しない理由
①道路	法では道路・鉄道事業について、要件が設定されない見込みのため。 また、道路・鉄道に係る工作物の建替えがあったとしても、7.5km 以上にわたり位置が変わり、環境影響が大きいことから対象としない。
県道・市町村道	
③鉄道	
新幹線・普通鉄道以外の鉄道	
新設軌道以外の軌道	
⑥廃棄物処理施設	
ごみ処理施設（焼却施設）	（建替配慮書の対象）
し尿処理施設	
産業廃棄物焼却施設	
⑦下水道終末処理場	⑦下水道終末処理場の面積が 11.25ha 以上増加する増設の事業をアセス対象としている。11.25ha 以上の新たな面積増加が前提であり、既存工作物と規模及び位置が大きく変わらないと言い難いため、対象としない。
⑧工場・事業場	
	⑧工場・事業場で使用する燃料使用量が 11.25t/h 以上又は特定排出水量が 7,500m³/日以上増加する増設の事業をアセス対象としている。工場・事業場の新設の場合にアセス対象となる規模の増設であり、規模が大きく変わらないと言い難いため、対象としない。
⑩土地区画整理事業	法では土地の造成事業について、要件が設定されない見込みのため。 また、対象事業の規模が面積で定められており、工作物に係る規模比を設定することが困難であるため。
都市計画に定められるもの以外	
⑬流通業務団地の造成	
流通業務市街地整備法に規定するもの以外	
⑭農用地の造成	
⑮レクリエーション用地の造成	
⑯工業団地の造成	
首都圏・近畿圏で行われるもの又は都市再生機構等が行うもの以外	
⑰住宅団地の造成	
都市再生機構等が行うもの以外	
⑱鉱物の掘採又は土地の採取	
⑲複合開発事業	

注）対象事業の種類の番号は、参考資料の対象事業の種類と同一

（２）建替事業の要件設定

ア 火力発電所、風力発電所及び地熱発電所

- 法対象事業でもある事業種については、法と合わせる。
⇒ 火力発電所、風力発電所及び地熱発電所を対象とする。

イ ごみ処理施設（焼却施設）、し尿処理施設、産業廃棄物焼却施設

- 火力発電事業と同様に、規模が大きくなった場合においても、技術進展により大気質、水質等への影響が必ずしも増加しないことが想定される。
- しかし、処理能力の増加は、廃棄物運搬車両等が増加することに繋がり、周辺地域への影響が増加することが想定される。
- そのため、要件設定に当たっては、技術進展は加味せず、軽微変更要件を参考として、表２のとおりとする。

表 2 条例対象事業の建替事業の要件

対象事業の種類	距離	要件	軽微変更要件
火力発電事業	①距離	既存の発電所の敷地から 300m 以内	≡ 事業実施区域から 300m 未満
	②規模比	出力：2.0 以下	出力：1.1 未満
風力発電所	①距離	風車設置位置から 300m 以内	≡ 事業実施区域から 300m 未満
	②規模比	出力：1.1 以下	≡ 出力：1.1 未満
地熱発電所	①距離	発電設備敷地※から 300m 以内	≡ 事業実施区域から 300m 未満
	②規模比	出力：1.3 以下	出力：1.1 未満
ごみ処理施設 （焼却施設）	①距離	既存施設の敷地から 100m 以内	≡ 事業実施区域から 100m 未満
	②規模比	処理能力：1.1 以下	≡ 処理能力：1.1 未満
し尿処理施設	①距離	既存施設の敷地から 100m 以内	≡ 事業実施区域から 100m 未満
	②規模比	処理能力：1.1 以下	≡ 処理能力：1.1 未満
産業廃棄物 処理施設	①距離	既存施設の敷地から 100m 以内	≡ 事業実施区域から 100m 未満
	②規模比	処理能力：1.1 以下	≡ 処理能力：1.1 未満

※ タービン建屋、冷却塔等が設置されている区域